

委員会提出議案第3－2号

あきる野市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年6月29日

あきる野市議会議長 天野正昭 殿

提出者 議会運営委員会委員長 中嶋博幸

提案理由

女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、本会議及び委員会への欠席事由及び産前・産後の欠席期間の規定を整備するとともに、原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、請願者の記載事項等の規定を整備するため。

あきる野市議会会議規則の一部を改正する規則

あきる野市議会会議規則（平成7年あきる野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「疾病、災害、家族の看護又は介護、出産その他の事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当該出産予定日後10週間を経過する日までの間で、16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間）を超えない範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。ただし、出産が当該出産予定日後となった場合で、当該期間経過後も出席できないときは、妊娠中に8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）を超えた日数に相当する期間を明らかにして、議長に欠席届を提出することができる。

第92条中「疾病、災害、家族の看護又は介護、出産その他の事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当該出産予定日後10週間を経過する日までの間で、16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間）を超えない範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。ただし、出産が当該出産予定日後となった場合で、当該期間経過後も出席できないときは、妊娠中に8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）を超えた日数に相当する期間を明らかにして、委員長に欠席届を提出することができる。

第140条第1項中「、請願者の住所（法人の場合には、その所在地及び名称）を記載し、請願者（法人の場合には、代表者）」を「及び請願者の住所を記載し、請願者」に、「記名押印しなければ」を「記名押印をしなければ」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願」を「前2項の請願」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第150条中「記名押印し」を「記名押印をし」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。